「富山県消費者基本計画 (素案)」に対するパブリックコメントの ご意見の概要と考え方について

募集期間:令和7年2月28日(金)~令和7年3月28日(金)

意見提出件数:15件、意見提出人数:8名

番		
号	ご意見の概要	県の考え方
1	「1 基本理念」において、「『消費者がウェルビーイングを実感できる社会の実現』」を目指します。」とあるが、ウェルビーイングは主観的なことであり、行政が強調するのはおかしい。ここは、「消費者が豊かさを実感できる社会の実現」の方がわかりやすい。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
2	不特定かつ多数の消費者の利益を擁護するため、差 止請求権を行使するために必要な適格性を有する 消費者団体として、内閣総理大臣の認定を受けた法 人「適格消費者団体」がある。本県には「適格消費 者団体」がないため、計画に盛り込まなかったと推 察するが、「適格消費者団体」設立に向け検討する などの取組みについて記載が必要。	いただいたご意見を踏まえ、修正いたします。
3	消費トラブルが起きた場合、消費生活センターに相談しようと思ってもらえるよう、効果的な情報発信、相談体制の充実を図るとともに、県内において発生している相談の概要、傾向をタイムリーに情報発信してほしい。また、寄せられた相談事例に容易にアクセスできる、情報提供の充実を図ってほしい。	県では、SNS 等を活用した効果的な情報発信や、富山県電子申請システムによる消費生活相談の受付け、相談業務のデジタル化等の相談体制の充実に取組んでいるところです。また、いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
4	「①相談体制の充実」において、相談体制の充実のためには、人材の確保が不可欠である。相談員の労働条件、労働環境にも配慮し、相談体制の充実を図る必要がある。	いただいたご意見は、今後の参考とさせて いただきます。
5	「基本方針 1 消費生活における安全・安心の確保」と記載されているが、安全は行政や事業者が作り出すもの、安心は人が感じることなので、使用するときは、この違いをよく理解して、県民に分かりやすいように、誤解しないように使用してほしい。	いただいたご意見は、今後の参考とさせて いただきます。
6	「②小・中・高・特別支援学校等の教職員の指導力の向上と教育支援」においては、教職員向けの研修・教材の情報提供に限らず、消費生活センター、消費者行政担当課、教育委員会等が密に情報を交換・共有し、連携をしていくことが重要である。	いただいたご意見を踏まえ、修正いたします。
7	「②地域社会、家庭、職域における消費者教育の推進」において、事業者に対し、職域における消費者教育の普及啓発を図ることを計画に盛り込むべき。	いただいたご意見を踏まえ、修正いたしま す。

番	ご意見の概要	県の考え方
号		
8	「②金融経済教育の推進」は必要な取組みである。 学校、地域、職域等において、注意喚起や啓発がな される必要があるため、②の表現を「②消費生活に おける金融リテラシーの確保」としてはどうか。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
	また、具体的施策に、新たに、「ウ 金融トラブルに 関する知識の普及啓発・注意喚起」を加え、学校、 地域及び職域において、金融トラブルにあわないた めの知識の普及啓発・注意喚起を行うことを明記す べき。	いただいたご意見を踏まえ、修正いたします。
9	「基本方針2 消費者教育の推進と人材(担い手)育成」とあるが、人材の意味は幅が広すぎるので、担い手だけにした方が目的と役割がわかりやすくなる。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。
10	「ウ カスタマーハラスメント対策」に関して、消費者教育を実施することは、消費者が事業者から得られた情報や提供された商品、サービスについて批判的思考をもって検討し、行動を起こすことについて萎縮させることに繋がる。本計画においては、カスタマーハラスメント対策は削除すべきである。計画に記載する場合は、「消費者に認識を促す教育・啓発」を行う旨の記載ではなく、消費者が事業者に適切な意見を伝えることは、事業者の提供する品やサービスの改善を促すことにも繋がるものであり、消費者市民社会の形成に資する行動であることを明記する形に変更すべきである。	消費者と事業者との信頼関係を構築し、持続可能な消費を実現するためには、カスタマーハラスメントが起きない社会を築くことが必要であると考えます。このため、カスタマーハラスメント対策について言及のとが相当であると考えますが、ご意見の趣旨も参考にして、記述の内容を修正いたします。
11	消費者教育コーディネーターの配置・活用の「消費者教育コーディネーター」は何をする人なのかわからない。	用語解説を追記しました。
12	エシカル消費、カスタマーハラスメント、特殊詐欺 及び SNS 型投資・ロマンス詐欺、デジタル社会、ウェルビーイング、消費生活相談のデジタル化など、 用語解説等を充実してほしい。	用語解説を追記しました。
13	「評価指標」の「一部能にも相談しなかった県民の割合」については、具体的な施策と結びつけることが難しいことなどから目標項目とせず、代わりに、「消費生活センターの認知度」を目標項目にしてはどうか。	消費生活相談体制の充実強化、SNS をはじめとする各種広報媒体を活用した消費生活相談窓口の積極的な広報等の施策を着実に実施することにより、「誰にも相談しなかった県民の割合」が減少していくよう取組んでまいります。
14	「評価指標」の「消費生活出前講座等(高齢者向け含む)受講者数」、「消費者教育担い手」の目標値を、あるべき姿を考え、上乗せできないか。	「消費生活出前講座等(高齢者向け含む)受講者数」、「消費者教育担い手」の目標値(令和11年度)は、平成31年度から令和6年度を計画期間としていた富山県消費者教育推進計画の策定時(平成29年度)の実績値を参考に設定しました。「消費生活出前講座等(高齢者向け含む)受講者数」の目標達成には、令和6年度実績値の2倍以上の積み上げが必要であり、高い目標設定となっています。今後、具体的施策に記載

番号	ご意見の概要	県の考え方
		している事業を着実に実施することにより、講座受講数の増加や担い手育成に取組 んでまいります。
15	「オレオレ詐欺や架空料金請求詐欺など被害者」の表現については、「被害者の方」とする方がよい。県外者に排他的差別をする「旅の者」を思い起こさせる。	いただいたご意見は、今後の参考とさせていただきます。